

<研究ノート（中）>

国際会計の研究現場から世界の会計動向を振り返る
— 半世紀（1970-2020年）の日本での国際会計研究成果を通して —

<Research Note : The second volume>
Looking Back the Movement of International Accounting
— Through International Accounting Studies
From 1970 to 2020 in Japan —

松井泰則

| | |
|--|----------|
| 第2部 2001～2020年 | 研究ノート（中） |
| はじめに | |
| 1. IT革命後のグローバル経営と国際会計 | |
| （1）企業情報の拡大化 | |
| 1）国連GRIとサステナビリティ情報 | |
| 2）米国ビジネス・レポーティングとEBR | |
| （2）企業価値経営と非財務情報 | |
| 1）非財務情報とサステナビリティ情報 | |
| 2）サステナブル経営とESG経営 | |
| 2. IFRS国際会計基準統一化時代 | |
| （1）IFRS／IFRSの誕生 | |
| （2）IFRSの割引現在価値計算構造と日本への影響 | |
| 文献目録「国際会計調和化時代1970-2000／統一化時代2001-2010年」邦文著書一覧 | |

はじめに

先稿（上）では1970～2000年をIASによる国際会計基準調和化時代として、続く本稿（中）では2001～2020年をIFRSによる国際会計基準統一化時代と大別して国際会計の研究過程を究明している。そして両稿（上）（中）のそれぞれ前半では当該期間に高い関心が寄せられた重要な会計事象に着目したうえで後半では国際会計基準（IAS／IFRS）を取り上げている。

本稿（中）の前半では、企業を「社会の中の構成員」という観点から企業価値にかかわる情報開示の議論に着目した。その理由は企業の外部報告に対する関心がそれまでの稼得利益から企業価値へと大きくシフトしたことにある。その一部は会計学では無形資産会計領域において取り上げられている。企業を取り巻く様々な（非財務情報を含む）情報の開示を提唱してきたこれまでの公表物のうち、1975年7月に英国で公表された「コーポレート・リポート」¹⁾は代表的なひとつである。多様な企業情報の開示に関してはこれまでに、企業付加価値情報、社会関連情報、記述会計情報、非財務情報などと多角的観点から究明され、意義ある研究成果も数多く公表されている。また1980年代からはじまる米国のMD & Aやその影響を受けた英国では1992年の『キャドベリー報告書』（Committee on the Financial Aspect of Corporate Governance）を契機に導入したOFRなどもその代表的なひとつである。いずれも強制的なものではなく、企業の自主的な開示を意図したものであったが、これらがエンゲージメントを重視する英米で発展した経緯には合点がいく。

こうしたなか21世紀に入り、国連によるGRIガイドラインは企業環境に関する世界的な関心を一段と高めた。わが国では1997年6月に環境省から『環境報告書作成ガイドライン』が公表されたことは承知のとおりである²⁾。2001～2020年にわたる国際会計に関連する重要な出来事を数頁の本研究ノートで網羅することは到底できるものではなくその意図もない。本稿では今日における企業情報開示を語るうえで欠かせない重要な成果として、環境・社会的視点からはUN/GRIを、企業の経済価値的視点からは米国/EBRを取り上ることにする。

こうした国際的な流れを受けて、今日では企業を取り巻く環境・社会・経済的側面からサステナビリティ情報を開示していくことを通じて企業の健全な持続的成長を実現しようとするいわゆるサステナブル経営が脚光を浴びるようになった。さらにサステナブル経営を支えるフレームワークを念頭に置きつつ、特に環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）の三要素に焦点を当て、マーケットでの資金調達場で企業価値向上への取り組みを「見える化」しようとする経営手法はESG経営と呼ばれる。この意味ではサステナビリティ情報/サステナブル経営はESG情報/ESG経営を包含しているといつてよい。一言でいうならば、ESG経営はサステナブル経営へと合流し、その経営活動はひいては企業の枠を超えた人類の目指すべき目標としてのSDGs達成へのひとつの有効な手段・役割を担うことになる。

1) コーポレート・リポートについては拙稿「非財務情報の開示を巡る国際的変遷」（『研究年報』大原大学院大学、2023年3月、pp. 30-31.）を参照されたい。

2) わが国動向については、記虎優子「記述会計情報開示の国際的動向」（平松一夫先生還暦記念出版委員会編『国際財務報告論（第20章）』中央経済社、2007年、pp. 319-335. 所収）を参照されたい。

本稿（中）後半では I F R S を取り上げる。

国際的に統一された共通のビジネス言語（ここでは国際ビジネス言語と呼ぶ）は、例えば会社法や経営学の領域をはじめ各学問領域でそれなりに確立されつつあるが、会計領域ではどうであろうか。実は以前より会計では、英語、数字そして複式簿記の 3 点セットがいわゆる会計上の国際ビジネス言語などと口にされることもあったが、今日では I F R S の登場によってその存在感はさらに決定的なものとなった。

ここにいう会計領域における国際ビジネス言語³⁾とは、「英語」「数字」「複式簿記」に「I F R S」を加えた 4 点セットをさす。すなわち、英語による勘定科目と注記、アラビア数字による金額表記そして複式簿記に加え、経營業績を開示するための会計基準として I F R S が登場したことで会計領域での本格的な国際ビジネス言語が確立されたのである。それではこの従来の 3 点セットに新たに加わった I F R S とはいかなるものか。これについて迫りたい。

1. I T 革命後のグローバル経営と会計

(1) 企業情報の拡大化

1) 国連 G R I とサステナビリティ情報

企業は経済合理性・収益性を優先して行動する組織である以上、利益獲得活動に直接に関わらない経営事項への対応やましてや当該関連情報の開示などは後回しにされる。またそうした事象は誰も指摘しなければ企業経営者はあえて自発的に取り上げることはしないであろう。しかし企業の社会的影響力が増せば増すほど企業行動に対する社会からの監視は厳しいものとなっていく。企業の社会的責任に対して客観的立場からかつ公正に指摘するのは当然のことながら企業外部の第三者ということになるが、その代表的機関のひとつが国連（U N）であった。

1980～90年代にかけて I A S C から I A S が公表されたが、I A S は会計実務に係る事項を中心に規定したものであって、自然環境や社会的（労働や人権を含む）側面にかかわる情報については取り扱っていない。しかし 21 世紀以前から国連は世界のあらゆる企業に対して「責任ある企業市民」としての自覚を促すべく新たな企業開示システムの構築に向けて動きだしていた。着手したひとつはビジネス・リポーティング・システムの構築と、他のひとつは無形資産、とりわけ知財（以下、I A）会計の確立であった。特に前者には社会・環境・経済に関連するいわゆる環境報告書・C S

³⁾ 以下を参照されたい。拙稿「世界の証券市場の統合化と I F R S—新たな国際会計言語の登場—」『国際会計研究学会年報』2010 年度臨時増刊号、国際会計研究学会「<テーマ> I F R S 導入とその影響および国際会計研究の在り方」pp. 41-52.

R 報告書あるいは統合報告書などで取り扱われる重要な課題が含まれている。

今日のサステナビリティ情報を巡る経緯を振り返るとき、国連による GRI (Global Reporting Initiative) ガイドラインは着目すべき代表的事項のひとつである。国連では企業におけるグローバル・リポーティング・システムの構築に積極的に乗り出すことで環境・社会・経済にまつわる諸課題の解決の糸口を探っていた。そしてその代表が GRI / SRG (GRI / サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン) (以下、GRI) である。それでは以下、GRI を取り上げたい⁴⁾。

図表 1. 21世紀を挟んだ国連のサステナビリティに関連する主な活動経緯

| |
|---|
| 1997年 CERES が UNEP などの協力で GRI が誕生 |
| 1999年 3月 GRI / SRG 草案公表 2000年 UNGC の発足 |
| 2000年 6月 GRI / SRG 初版発行 |
| 2001年 12月 UNGC & GRI の協力発表「GC の具体的表現として GRI が展開される」 |
| 2002年 4月 GRI が国連本部での正式な恒久機関として発足 |
| 2002年 8月 GRI / SRG2002 UN World Summit on Sustainable Development (WSSD); GRI's Sustainability Reporting Guidelines, 2002 |
| 2002年 9月 GRI 本部をボストンからアムステルダムへ移動 |
| 2003年 1月 UNGC による新たな COP 政策 |
| 2003年 3月 UNGC & GRI の協力強化声明 (アムステルダム) |
| 2006年 4月 NYSE にて PRI (責任投資原則) 発足式典が執り行われる |
| 2006年 6月「知的財産の創造・認識・評価」(国連セミナー in NY) R. Burgman, Enhanced Business Reporting ; Seminar/Creation, Recognition and Valuation of Intellectual Assets, New York, 13-14 July 2006 |
| 2006年 9月 責任ある企業市民の主流化を図るアライアンス (提携) UNG C & GRI からの行動要請 (call to action) |
| 2006年 10月 UNGC & GRI 戦略的アライアンス (提携) の結成 (アムステルダム) GRI は、経済・環境・社会的パフォーマンスの 3つの要素 (これらはトリプル・ボトム・ラインと呼ばれる) から構成される。トリプル・ボトム・ラインは幅広いレベルの層に適用しうる入口としてあらゆる難題を解決するための不可欠な第一歩として支持される。 |

⁴⁾ GRI Sustainability Reporting Guidelines 2002 ; 環境監査研究会監訳『GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002』参照。

GRIは組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みである。その主な役割としてGRIの使命は以下のように説明される。

「私たち全体の持続可能性に対するリスクや脅威の緊急性と重要性和と選択権や機会の増加とが相まって、経済的、環境的および社会的影響についての透明性が、効果的なステークホルダーとの関係性、投資の決断およびその他の市場との関係において基本的な構成要素になっている。このような期待に応え、持続可能性に関する明確かつオープンな伝達を行うためには、グローバルに共有された概念の枠組み、一貫性のある言語および測定基準が必要である。規模、セクターあるいは地理的条件を問わず、あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のための信頼できる確かな枠組みを提供することでこのニーズを満たすことが、グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）の使命である。」⁵⁾

1992年のリオデジャネイロでの「地球サミット」ではまだサステナビリティ・リポーティングという概念は存在せず、また1997年まではGRIも存在していなかった⁶⁾。GRIは1997年にCERESとUNEPの交流から誕生した。

GRI/SRGは2000年に公表され、2002年のサステナブル開発に関する国連世界サミット(WSSD)での改訂版GRI/SRG(The Global Reporting Initiative(GRI)'s Sustainability Reporting Guidelines)は同サミットの成果として特筆すべきものであった。その後、自主的報告書にもかかわらず、45カ国に及ぶ約500の組織によってサステナビリティ業績報告の作成ためにGRI/SRGが活用されているとみられる⁷⁾。さらにこうしたサステナビリティ・リポーティングに対しては会計専門化団体による保証の必要性についての議論もヨーロッパを中心に進むようになった⁸⁾。

ヘルツィヒ＝シャルテガーは、「企業のサステナビリティ・リポーティング」という論文中の「会計の役割と連携」という項目で次のように述べている。

まず、サステナビリティ会計について「サステナビリティ会計とは、以下の事柄について記録・分析・報告するために必要な活動・方法・システムを取り扱う一連の会計手続きのことである。それらは第一に経済的影響、第二に生産現場等、企業のエコ

⁵⁾ NPO法人 GRI日本 フォーラム訳『GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン(第3版和訳暫定版)』(Version 3) 2006年11月、p. 2.

⁶⁾ Ralph Thurm, "Taking the GRI to Scale", in Stefan Schaltegger, Martin Bennett and Roger Burritt, eds., *Sustainability Accounting and Reporting*, Springer, 2006, p.325

⁷⁾ Ibid., p.325

⁸⁾ AA1000保証基準はこれにあたる。これに関しては、國部克彦・梨岡英理子・川原千明「サステナビリティ報告書と保証—日本企業の実務動向とAA1000保証基準の可能性」『企業会計』(vol. 58 no. 5, 2006, pp. 157-156)を参照されたい。また、特にわが国の環境報告書との関連からサステナビリティ報告書を研究したものに、向山敦夫『『持続可能性報告』の展開と課題』『会計理論学会年報』(no. 19, 2005, pp. 1-9)がある。

ロジカルかつ社会的影響を環境的かつ社会的な立場から考慮し、そして第三に社会と環境と経済との三者間の相互影響と連携に関する測定を含んでいる。」⁹⁾と定義する。そしてそれに係る会計について「企業の社会的・環境的課題、事業の成功、サステナビリティ報告間に対する連携的な測定を確立する一つの方法としては、重要業績指標(KPI)を決定し、これら指標および報告に必要なデータを提供できる会計システムを指向することにある。」¹⁰⁾と述べている。このためにはこれまでのような伝統的な会計システムを抜本的に変革するようなサステナビリティ業績管理指向の戦略が求められるとしている。サステナビリティ会計システムは「戦略上、営業上、貨幣、非貨幣、量的、質的なミックス情報を提供することになろう」¹¹⁾とも述べている。

かつて環境会計という領域・枠内で提唱されていた内容が国連でも取り上げられるようになると、会計報告での新たなモデル作りに関心が高まった。ただし、国連という報告書のもつ本来の目的(社会への開示)と財務会計という報告目的(投資家への開示)は異なることから同一レベルでは論じられるものではない。しかし両者の根底にある環境保護意識は重なるものであり、特に経済環境としてのKPIを通じて共通性を有している点は強調しておきたい。

国連はもうひとつ、知財(IA)会計に関する開示の重要性も訴えている。2006年6月に国連本部において大きなセミナーが開催されたが、テーマは「IAの創造、認識、評価」である。本セミナーの背景にはIAをベースにした経済あるいはニュー・エコノミーの到来があげられる。本セミナーの開催趣旨では、本テーマに関連する会計的なバック・グラウンドとしてのIASB36ならびにIASB38、FASB141/142、さらにはAICPAが着手している企業価値に関連するR&Dおよび後述するEBR(Enhanced Business Reporting)にも言及している。

<補足1>

<サステナビリティに関連する略字>

<国連>

CERES : Coalition for Environmentally Responsible Economics

COP : Communication on Progress 発展的コミュニケーション

ESG : Environment, Social, Governance 環境・社会・ガバナンス

GRI : Global Reporting Initiative グローバル・リポーティング・イニシアティブ

⁹⁾ Christian Herzig and Stefan Schaltegger, "Corporate Sustainability Reporting ; An Overview", in Stefan Schaltegger, Martin Bennett and Roger Burritt, eds., Sustainability Accounting and Reporting, Springer, 2006, p.318

¹⁰⁾ Ibid., p.319

¹¹⁾ Ibid., p.319

1997年ボストンで設立、その後アムステルダムに本拠地を移している。国連から公認を受けた国際的非営利団体

PRI : Principles for Responsible Investment 責任投資原則 株式投資にESGの観点を取入れた6つの責任投資原則でUNEP/FIとUNGCにより策定(2006年4月)

RCC : Responsible Corporate Citizenship 責任ある企業市民

SNA1993 : 1993年 System of National Accounts 国民勘定体系、国民経済計算体系

SDGs : Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。2015年9月25日国連サミットで採択。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成される。2016年~2030年までに実現をめざす。「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」

UNEP : United Nations Environmental Program 国連環境計画 1972年総会で設定

UNEP/FI : Financial Initiative 金融イニシアティブ

UNEP/IETC : International Environmental Technical Center 国際環境技術センター

UNGC : United Nations Global Compact 国連グローバル・コンパクト

2000年発足した世界最大の企業市民イニシアティブ G8宣言 : ①企業統治、②企業の社会責任、③腐敗と透明性

UNSD : United Nations Statistical Division 国連統計局

WIPO : World Intellectual Property Organization 世界知財機構

WSSD2002 : 2002 UN World Summit on Sustainable Development 2002年持続可能な発展にかかわる国連世界サミット

< EU >

CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive 企業サステナビリティ報告指令

EFRAG : European Financial Reporting Advisory Group 欧州財務報告諮問グループ

ESRS : European Sustainability Reporting Standards 欧州サステナビリティ

< IASB >

IFRS : International Financial Reporting Standards 国際財務報告基準

ISSB : International Sustainability Standard Board 国際サステナビリティ基準審議会

MC : Management Commentary 経営者による説明

SASB : Sustainability Accounting Standard Board サステナビリティ会計基準審議会。2021年6月にはIIRCとSASBが統合しVRF(価値報告財団)が設立される。

2) 米国ビジネス・レポーティングとE B R¹²⁾

実物経済の時代からニュー・エコノミー時代へと経済が変化を遂げるなかで米国を中心に企業価値測定を巡り、新たなビジネス・モデルの観点からの企業報告の在り方が活発に議論されるようになった。例えば、知的資産などのバリュー・ドライバー（企業価値決定要因）である無形資産をいかに「見える化」できるかなどはそれである。こうした企業価値に関連して環境問題への対応や人権尊重、従業員対応なども非財務情報として開示情報の拡充も試みられた。こうした幅広い観点からの企業価値に関連する情報に関して21世紀はじめ米国を中心にビジネス・リポートの形で複数の報告書が公表された。なかでも1994年に公表されたジェンキンズ・リポート¹³⁾は有名である。以降、米国では2000年に入ると次々にビジネス・レポーティングに関連する報告書が公表された。本格的なグローバル・ビジネス・レポーティング時代の到来といえる¹⁴⁾。

図表2. 米国におけるビジネス・レポートに関連する報告書の主な経緯

| |
|--|
| 2001年 F A S B スペシャル・リポート「ニュー・エコノミーからの挑戦」 W. S. Upton, Jr., FASB Special Report, Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy, FASB, April 2001 |
| 2002年 サーベランス・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002 ; S O X 法) |
| 2003年 レギュレーション S-K 303の追加 (SEC, MD&A) ¹⁵⁾ |
| 2004年 E B R 公表 (E B R C) |
| 2006年 4月 E B R 360度 (E B R Cによる I A S B / D P への質疑応答) |

¹²⁾ E B R に関しては溝口周二「非財務情報の開示とE B Rの役割」『横浜経営研究』（第29巻第1-2号、2008年）を参照されたい。

¹³⁾ (参照) 八田進二・橋本尚訳『ジェンキンズ報告書 事業報告革命／アメリカ公認会計士協会』白桃書房、2002年。同翻訳書では本レポートに対して「統合報告書は…目的適合性を有する有用かつ効率的な企業情報の将来像（包括的事業報告モデル）の青写真を3部構成で、極めてダイナミックに描写している。」(同書p. 335-336)と記している。

¹⁴⁾ 関連する議論は米国以外にもみられる。例えば英国における「報告モデル」報告書について古庄修教授は以下のように述べている。「財務諸表に付属する情報にも言及した報告モデルのみを列挙すれば、1988年にスコットランド勅許会計士協会 (I C A S) が公表したいわゆる『マクモニーズ報告書』、1990年代に I C A E W が公表した『株主価値報告書』や『リスク財務報告書』等の一連の報告書がある。特に I C A E W は公表した『新たな企業報告モデル』は、それ自体革新的なモデルの提唱を含むものではないが、近年の報告モデルを総括し、これまで多くの提案が部分的にしか制度化化されていないことを明確に指摘している」(古庄修『統合財務報告制度の形成』中央経済社、2021年、p. 21)

¹⁵⁾ これについては以下の文献も参照されたい。

- ・松尾隼正「MD & A 情報充実の必要性」『J I C P A ジャーナル』第16巻4号、2004年
- ・松尾隼正「コーポレート・ガバナンスと会計ディスクロージャー」『企業会計』第54巻7号、2004年

2006年11月 EBRフレームワークversion2.1公表 (EBRC)

(2006年にはドキュメンタリー映画「不都合な真実」が上映、環境保護に関心が高まった)

以下、ここでは上記経緯のうちの2004年EBRに簡単に触れておきたい。

EBRフレームワークは、企業の戦略および業績に関する透明性を高めるために多くの国において義務付けられている経営者による説明—MD&A (米国) やOFR (英国) など形式に関する枠組みを提供しようとした。この体系的な枠組みを構築する試みを通すことによって有用な区分、すなわちバリュー・ドライバー、業績測定値および定性的情報のタクソノミーを提供することが可能となる。特にEBRによってXBR用語体系をより有効に活用しうようになる。最終的にはEBR採用企業はより効果的に意思決定を行うための多様な情報を投資コミュニティその他の利害関係者に対して提供できることになる。EBRコンソーシアムの追求するビジネス・リポーティングの将来創造への課題¹⁶⁾には、継続的なイマジネーション (創造)、イノベーション (変革) そしてインプルーブメント (改良) が必要とされる。

<補足2>

<EBRに関連する略字>

(AICPA)

EBR: Enhanced Business Reporting エンハンスド・ビジネス・レポーティング

EBRC: EBR Consortium EBRコンソーシアム

メンバー: AICPA, PricewaterhouseCoopers, Grant Thornton, Microsoft SCEBR: Special Committee on EBR (EBR特別委員会)

(FASB)

SFAS: Statement of Financial Accounting Standards 財務会計基準書

(SEC)

MD & A: Management's Discussion & Analysis of Financial Condition and Results of Operations 「財政状態と経営成績についての経営者の討議と分析」または単に「経営者の見解 (討議) と分析」と呼ばれる。

*MD & A情報の5項目には、流動性、資金源泉、経営成績、オフバランス項目、契約義務があげられる。

¹⁶⁾ EBRに対しては日本会計研究学会特別委員会最終報告書『財務報告の変革に関する研究』(2009年9月)で指摘されたようにいくつかの課題も存在することも付記しておきたい。

ちなみにこれは英国では「経営・財務レビュー」(OFR ; Operating and Financial Review)¹⁷⁾と呼ばれ、米国のMD & Aを参考にしたものである。また I A S B の「経営者による説明」(MC : Management Commentary)¹⁸⁾もこれに該当する。

(2) 企業価値経営と非財務情報

1) 非財務情報¹⁹⁾とサステナビリティ情報

一 「開示財務情報／非開示財務情報」と「開示非財務情報／非開示非財務情報」一

人には品格というものがある。その中身は経済力も関係するであろうが、それは単に構成要素の一つにすぎず、むしろ他人や社会に迷惑をかけていないか、相手を尊重しているか、どのような発言をしているかなどその人の振る舞い自体が品格を形成しているのであるが、企業価値という場合にもこの「人としての価値」に通じるものがある。その中身といえば、当該企業の経済力は貨幣価値で評価できるが、それ以外の認識・測定・評価はまことに難しい。とはいえ企業も法の上では人と同じ人格(法人格)を有し、人と同じように捉えることもできる。企業の場合、経済力の追求は持続可能なための第一義的目標であり、この経済力は財務諸表で表現され財務情報として企業外部報告の中核をなしている。しかし企業もまた社会の一員であることからその品格も問われることになる。

外部に向けた企業報告は一般に財務諸表を中心とする財務情報とそれに含まれないその他の非財務情報とに大別される。そしてこれらすべてを含めて(品格を含め)企業価値が形成される。

本稿では、まずは企業の企業価値に対して経済力・収益力に直接かかわる項目<財務情報>と、それ以外、例えば、他人や社会に迷惑をかけていないか(環境問題)、他人を尊重しているか(人権・男女差別問題)、あるいは社会に貢献しているか(社会貢献度)などの項目<非財務情報>に大別して検討していく。しかし、そもそも財

¹⁷⁾ OFRに関する論文は数多くあるが、財務報告の範囲について、MC (I A S C) / OFR (A S B) / MD & A (S E C) などの経緯を踏まえたうえで統合報告書論を展望し国際間との関係を詳細に分析したものとして前掲書(古庄修『統合報告書制度の形成』中央経済社、2012年)を参照されたい。

¹⁸⁾ IASB, IFRS Practical Statement, Management Commentary, December 2010

¹⁹⁾ 非財務情報の開示に関しては、拙稿「非財務情報の開示をめぐる国際的変遷—半世紀を振り返る—」(大原大学院大学『研究年俸』第17号、2023年)を参照されたい。本稿では、1970～2020年のおよそ半世紀にわたる非財務情報開示を巡る国際的動向を考察するにあたり、コーポレート・リポート(英国)、ミニマム・リスト(国連)、環境会計、GRI(国連)、EBR(米国)、ESGに着目している。当初は環境・社会の観点からMNEs(多国籍企業)に対して最低限の非財務情報の開示(ミニマム・リスト)が要請されたが、企業価値の追求(典型的にはバリュー・ドライバー研究)が進むにつれ、環境保護や人に対する企業の対応が当該企業価値の向上に密接に関連することが広く認知されるようになった。そしてESG経営が重視される今日、特にEでは気候変動、Sでは人的資本への関心が高まっている。

務情報と非財務情報の境界線は曖昧である。

前述したように企業価値は単に当該企業の現在の財産在高や前期に移ぎ出した分配可能利益額をさすものではない。本来、企業の有する経済価値は、将来のキャッシュ・イン・フローをもたらすポテンシャルを現在、その企業が潜在的にどれだけ保有しているかを意味するもので、それは会計学的には割引現在価値で表される。それではその価値を知るためにはどのような情報が必要なのであろうか。その要となるのは財務情報であるが、最狭義に財務情報といえば、外部報告のための（注記を含む）財務諸表を中心とする一連の財務会計情報をさす。（かつてはそれ以外の情報は非財務情報と呼ばれていた。）財務情報は基本的には貨幣で評価・測定・表示されるが、一口に財務情報といっても制度上、開示が要求されている開示財務情報とそれ以外、すなわち貨幣で評価することはある程度可能であっても算定金額の客観性が担保できない理由から非開示扱いの非開示の財務情報とがある。

これに対して定性的内容が中心となる非貨幣額情報の多くは一般に非財務情報として分類される。こちらにおいても制度上、開示が要求される開示非財務情報と現在ではまだ開示が要求されていない非開示非財務情報とが存在する。

このように企業の財務情報という場合には「開示財務情報／非開示財務情報」と「開示非財務情報／非開示非財務情報」に分類することができ、これらを整理したうえでそれぞれ検討していきたい。

図表 3. 「開示財務情報／非開示財務情報」と「開示非財務情報／非開示非財務情報」

| 企業情報と（制度上の）開示の関係 | | |
|------------------|------------------|---------------------------|
| | 財務情報 | ← 線引きは不明瞭 → 非財務情報 |
| 開示 | 開示財務情報（財務諸表、注記） | ②開示非財務情報 （環境関連、企業統治など） |
| 非開示 | ①非開示財務情報（現在価値情報） | ③非開示非財務情報 （上記②以外のもの） |

企業の経済価値に直接的に跳ね返ってくるような項目は財務情報の範疇に含まれると最広義に解釈すれば、それが定性的項目であっても企業価値を大きく毀損したりあるいは高めたりする、例えばCO2削減や特殊な技能を有する高度な人材登用などいわゆる非財務情報の項目といわれている項目であってもそれらは財務情報ではないと断定できないことになり、もしそうであれば非財務情報はかなり限定されてくることになる。すなわち、もし貨幣で評価される項目を財務情報だと仮定すると、（人権とか女性のさらなる幹部登用などは会計以前の問題だが）、CO2排出量や人的資本項

目が貨幣で評価され得るのであればむしろこれらは財務項目といえる。これまでも財務情報と非財務情報との区別を曖昧のまま議論されてきたことは少なくない。現実的には開示財務情報以外の情報すべて、すなわち非開示財務情報を含めた「図の①②③部分」を一括りして非財務情報として取り扱われてきたことも少なくなかったのである。

<非開示財務情報：①>

企業価値に直接的に左右する点で本来的に財務情報項目であっても、以下の理由で基本財務情報の外におかれている（非開示の状態にある）ことから非財務情報と呼ばれることがある。

すなわち、優秀な人材、特許価値のような知的財産（I A）やブランド力、現在のまたは将来期待される新ビジネス・モデルの構築など企業財務・業績に直接はね返る項目が該当する。これら項目は非財務項目と考えるのではなく、むしろ企業価値向上に係る重要な財務項目である。

I F R S の背景にある基礎的概念として資産・負債アプローチが指向するところは、将来のキャッシュ・フローをもたらすすべての資産・負債項目を現在価値でオンバランスし、結果としての純資産価値は企業の経済的価値を示そうとすることにある²⁰⁾。具体的には減損時におけるのれんの評価額、人的資本のなかでも特定できる人材に対して契約金等で金額が明確な場合、一定の条件を満たすような開発費の資産計上などは本体に関連する開示財務情報である。

他方、人的資本において他企業に比して明らかに優位的価値を有している場合、特殊で高度な人材チームが研究面あるいは販売面で高い付加価値を創出している場合、あるいはA I を含む特定のビジネス・モデルが通常の現場で行われている以上の付加価値（生産性向上）を創出している場合などは、会計上、当該企業の無形資産の範疇に該当する項目として企業の経済的価値変動（成長性・将来性）に大きく影響を与える財務情報ではあるが、金額による測定に確実性・客観性を欠くために限定的な定性情報として開示されるか、あるいは非開示財務情報として取り扱われることになる。

ビジネス・レポーティング（B R）の構成要素である業績指標、企業戦略情報、知的財産情報などは理論的には財務項目として財務報告（F R）の範疇に含める考え方もある。ちなみに前述のE B Rではこれらは（一般目的外部財務報告）（F R）のなかのM CまたはB R（O F R）に含まれている²¹⁾。

²⁰⁾ ただ現実には、企業の経営活動を映し出す収益・費用アプローチと有機的に関係づけられた計算構造となっている。

²¹⁾ 日本会計研究学会特別委員会最終報告書『財務報告の変革に関する研究』（2009年9月、p.24.）を参照されたい。

<非財務情報：②開示非財務情報および③非開示非財務情報>

これに対して非財務情報といわれているものには、気候変動対応など環境負荷に係る項目、従業員の労働に係る環境整備や法令順守、人権、あるいは各種リスクやガバナンスなど広く社会と係りをもちながら企業価値とも高い相関性を有する項目がある²²⁾。これらは企業を取り巻く経営環境全般に係る情報で、ガバナンス体制などすでに制度的に設置・開示対象となっているものもあれば、環境報告書、CSR報告書、統合報告書などで企業によって独自に開示されている開示項目（②開示非財務情報）もある。こうして現代では非財務情報のうちすでに制度的に開示が要求される項目（②）も現れるようになったが、②と③の境界線は時代的にも国別においても相対的である。ここに会計情報の根底にある社会性あるいは文化的要素を感じ取ることができる。

これら非財務情報はこれまでは会計情報とは別個に論じられてきた経緯がある。しかし現代のように企業の社会的信頼性の観点から非財務情報が企業価値向上と有機的に関連付けられるようになると、すなわち企業の将来の収益性に直接・間接に影響を与える明らかな項目と考えるならば、それらは単純に非財務情報として片づけられるものではなくなってくる。貨幣評価の観点からみた前述の指摘も含めて非財務情報と財務情報の線引きは不明瞭であると考えの方がむしろ適切であろう。非財務情報の範囲・取扱いは国や地域あるいはマーケットの関心の変化・成熟度の相違などによって、あるいは文化的・時代的にも相対的なのである。

<サステナビリティ情報：①②③>

これまで財務情報とは区別され、単に非財務情報と呼ばれていたものでも、企業価値評価の観点からみると財務情報と同等あるいはそれ以上の重要性を有するもの少なくない。企業が存続・成長するうえで意味ある重要な情報を含んでいることを考え合わせると「非財務」という例外的・その他のな呼称はむしろ本質を見誤らせる可能性もあると考える。

①～④のすべての情報は企業のサステナビリティにおいて不可欠な情報である。しかし制度的に基本財務情報は企業情報の核として位置づけられてきたことから、むしろそれ以外の様々な情報をまとめて、すなわち②～④に対応する情報をここではサステナビリティ情報（いわゆる「サステナ情報」）と呼ぶことにする。サステナビリティ情報の開示に関する議論は、着目する課題の相違によってその対象や表示方法は

²²⁾ ちなみに今日では両者にまたがる動きとしてESG投資がもたらす社会的価値を金額に換算して損益に反映させようとする「インパクト会計」への関心も高まりをみせているが、これに関しては紙幅の関係で割愛する。

異なる²³⁾。今後の議論を通じて将来の企業財務情報の開示の在り方が問われている。

< 経営者による説明 (MC) >

2025年6月に企業情報開示に際して財務報告の枠内で経営者の視点から財務諸表に付随して記述される『経営者による説明 (Management Commentary)』に関してIASBより会計基準が公表された²⁴⁾。もともと財務諸表とMCとの関連については明確ではない点は否めない。すなわち、財務報告という枠内での情報といわゆる統合報告書で取り扱われるような関連情報とをどのように整合させるかについての結論は出ていない。この点について古庄氏は次のように述べている。

「MCが財務報告の枠組にあって統合報告フレームワークとの共通項を見出し、企業価値報告 (value reporting) を志向して統合報告書およびサステナビリティ情報とのつながりを強めていることを認識するならば、MCとサステナビリティ関連財務情報を内包する『その他の財務報告』を視野に入れた財務報告全体の概念フレームワークの再構築が新たな論点として提起されるであろう²⁵⁾。

上述したように本稿では企業が発信する (またはすべき) 情報を4つのグループから整理したのだが、こうした視点を踏まえて以下、サステナブル経営を究明してみたい。

2) サステナブル経営とESG経営²⁶⁾

企業を取り巻く環境・社会・経済的側面からみて上述のサステナビリティ情報を幅広く開示していこうとすることで企業の健全かつ持続的成長の実現をめざす経営をサステナブル経営という。ステークホルダーを社会全体に広めたこうした経営観を念頭に置いたうえで、ステークホルダーのなかでも特に投資家を中心としたマーケットでの資金調達の場合において企業価値向上を目的に環境 (E)・社会 (S)・ガバナンス (G) の三要素に焦点を当てた経営はESG経営と呼ばれる。この意味ではサステナビリティ情報/サステナブル経営はESG情報/ESG経営を包含しているといつてよい。一言で言うならば、健全なコーポレート・ガバナンス・システムに立脚した戦略的ESG経営の実践は、サステナブル経営へと合流し、そしてそれは一国の経済に

²³⁾ この全体の流れを整理するうえで以下の研究成果を参考にされたい。大西淳也・梅田宇「統合報告書についての論点の整理 (PRI Discussion Paper Series <No.18A-11>)」財務省財務総合政策研究所、2018年10月

²⁴⁾ IASB, IFRS Practice Statement, *Management Commentary*, June 2025

²⁵⁾ 古庄修『『経営者による説明』における『指標』の補完的役割』Aoyama Accounting Review, vol.15, 2025年, p.46.

²⁶⁾ ESG経営とはESGに配慮した企業経営のことで、2006年にUNで「責任投資原則」が提唱されて以来拡大した。

大きな波及効果を及ぼすと同時にひいては企業の枠を超えた人類の目指すべき目標としてのSDGsを達成する有効な手段・役割を果たすことに繋がるのである。

「企業の社会的責任」と叫ばれて久しい。これに呼応して会計と社会的責任の関係について吉田寛氏は以下のように述べている。

「社会的責任論は本来、企業活動の社会的規律を志向するものであるから、企業活動の会計的表示の方法という狭い視野に収まるものではない。それはむしろ企業責任を社会的視点から見直し、株主中心の会計責任から社会的会計責任へと会計責任論を発展させることを含意するものである。すなわち、それは、経営者の出資者ないし株主に対する責任としての会計責任を経営者の社会に対する責任に拡大することを要請するものである。こうした会計責任論の展開は、企業活動の社会的影響が公共の利害に及ぶという社会的事実に基づくものである。」²⁷⁾

広義には企業と社会全般、そして企業と利害関係者集団、狭義には企業（経営者）と株主、それぞれ両者は対話（エンゲージメント）で結ばれている。

ESG（環境・社会・ガバナンス）投資は、2006年当時のアナン第7代国連事務総長が機関投資家に対してPRI（責任投資原則）を提唱したのを契機に一気に世界に拡大した。日本では2014年に金融庁が「日本版スチュワードシップ・コード」、2015年に金融庁と東京証券取引所が「コーポレート・ガバナンス・コード」を発表し、同年にGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）がPRIに署名したことからESG投資は本格始動した。ESGの対象範囲は広範に及ぶが、各企業には独自のサステナブルな行動が求められる。

代表的には例えば環境領域においては地球温暖化を防止するための温暖化ガス（GHG排出量）に、社会領域においては企業の人権・雇用対応に着目した人的資本²⁸⁾に、ガバナンス領域においては独立社外取締役役員比率（その他、役員変動報酬の比率や外国人の株式保有率）などに強い関心が寄せられた。

さらに具体的には、環境領域では、鉄鋼、化学、海運、セメント業界などでの脱炭素社会への移行に向け金融的側面から支援するトランジション・ファイナンスや自動車や再生可能エネルギー業界などにおけるCO₂排出ゼロを目指すグリーン・ファイ

²⁷⁾ 吉田寛『社会的責任：会計学的考察』国元書房、1978年、p. 35.

²⁸⁾ 国際標準化機構（ISO）『ISO30414: 人的資本に関する情報開示のガイドライン』2018年12月など参照。またISO30414については、村上慶「投資家が求める人的資本開示と人的資本開示規格 ISO30414〈後編〉」（『経営財務』No. 3535, 2022年）に解説されているので参照されたい。さらに人的資本に関して理論的なアプローチ（認識・測定・開示）を究明した文献として島永和幸『人的資本の会計』（同文館出版、2021年）がある。

ナンスに対応したE S G債²⁹⁾ 発行に対する認知度も向上している。社会領域では人権尊重、労働環境と働き方に注目が集まる³⁰⁾。人権デュー・デリジェンス (DD) に関しては、自社はもとより直接の取引先のみならずサプライ・チェーン全体へとそのチェックの対象範囲はグローバルにも及ぶ。また同一労働同一賃金をはじめ従業員のジェンダー・ギャップ解消に向けた取組みの重要性は広く認知されており、I F R S 財団でも人的資本に関する関連基準の策定が進んでいる³¹⁾。現在では従業員のスキル・マトリックスや女性役員比率の開示なども広まっている。

現代の経営者および投資家はE S G経営に高い関心をもつが、ここで大事な点は投資家をはじめとする外部のステークホルダーがさらなる懐疑心をもつと同時に現実を直視することである。すなわち企業のE S G取組みが「見せかけの環境対応 (グリーンウォッシュ)³²⁾」ではないかとの疑いの目をもつことは大事である。SDG sやE S Gといえは聞こえは良いが、依然として知見不足はいなめない。ここに投資家が企業に対していわゆる非財務情報に対して第三者保証を要求する理由がある。また米国の石炭産業界の例を引き合いに出すまでもなく、化石燃料関連産業従事者の生活そのものもかかっており、反E S Gの動きも現実味を帯びている。対立解消への道は一筋縄ではいかないのである。

こうしたなかで経営者にとって重要な姿勢は、企業が独自の戦略プロセス「わが社の理念を前提にその実現のためには何ができるか (選択)、何をすべきか (集中)」の中に、当該企業に求められる経営環境改善項目を可能な限り選定しその遂行につとめるとともに将来の企業価値向上に向けた地道な努力と会社経営の原点に立ち返る勇氣である。何のための誰のための経営か。それを突き詰めていけば、誰に対してどのような情報をどのように開示するののかの答えは自ずと見えてくる。今後、統合報告書の果たす役割はますます大きいといえる。

日本の現状とはいえば、時価総額3兆円以上企業は2027年3月期から、1兆円以上3兆円未満企業は2028年3月期からS S B J (サステナビリティ基準委員会) から公表された基準に基づいて開示が義務付けられていることになっている。開示のポイン

²⁹⁾ E S G債にはグリーンボンド (環境債) やソーシャルボンド (社会貢献債) などがある。E S G債は一般に普通社債と比べて調達金利が有利になるわけでもなく、発行にあたっては第三者機関による認証取得が必要でまた発行後は実効性が保たれているかの確認開示が求められるなどの負担がかかる。E S G債についてはJ P X (日本取引所グループ) では2002年7月より「E S G債情報プラットフォーム」(<http://www.jpjx-essg.jp/>) が公表されており参照されたい。

³⁰⁾ 雇用情報に関しては、山上達人監訳『企業の社会報告—会計とアカウンタビリティ—』(白桃書房、1992年)を一読されたい。

³¹⁾ 2021年11月3日にI F R S財団によってI S S B (国際サステナビリティ審議会) が設置されている。なおI S S Bからの公開草案については秋葉賢一「I S S Bによる公開草案 (5)」『経営財務』No. 3563、2022年) に詳しい。

³²⁾ SDG sの世界ではこの「グリーンウォッシュ」は「SDG sウォッシュ」などと言われる。

トとなる要素としては、人的資本、気候温暖化ガス（GHG）排出量（スコープ1／2／3）、生物多様性、地域経済、DXなどに関心が高まっている。

これまで世界の財務会計領域で中心的役割を果たしてきたIASBに加え、企業のサステナビリティに係る情報提供（開示）領域では国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）からこれまでに複数の開示基準が公表されている³³⁾。

ESG経営、さらには前述のサステナブル経営を実現するためにはいかなるアカウントビリティが求められるのか。一口に企業情報といっても様々な情報が混在するなかで各情報の特殊性と属性については先に整理したところである。しっかりとしたコーポレート・ガバナンスに立脚した財務報告とサステナビリティ情報の報告、同時に今後のアカウントビリティの在り方をめぐり、企業情報開示にかかわるフレームワークの構築は最も重要な現代課題のひとつといえる。

2. IFRS国際会計基準統一化時代

(1) IASB/IFRSの誕生

今日のIFRSによる会計統一化が実現した背景には想像を超えた急速なITの発達とグローバルな普及がある。この第三の産業革命ともいわれる経済社会の変化を背景に国際資本市場では一刻も早い統一的な会計基準の設定を必要としていた。IFRSに関してはこれまですでに数多くの優れた成果が公表されているので、それらの上塗りのな記述は避けここではIFRSの誕生の経緯と本質について考察したい。

IFRSの設定主体であるIASBの誕生を語るには、まずは1974年に発足したアメリカ州証券監督者機構（IASCO：Interamerican Association of Securities Commissions）³⁴⁾にさかのぼらねばなるまい。本組織はグローバル化の流れを受けて1986年のパリの年次総会にて証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）に名称を変更し、SECとIASCが中心となって国際資本市場のインフラとしての基準作りが進められることになる。IASCではIASを改定に向けたコア・スタンダード（グローバル市場での資金調達における包括的な会計基準）の策定作業に着手し1998年12月にこれを完成させた。これによりIOSCOの関心はいつIASを承認するかに移ったが、2000年5月に「IASC基準：評価報告書」を公表するに至ったのである（IASの承認）。ここではすべて

³³⁾ もっとも、ISSBを設立した（IASBの母体である）IFRS財団によると「ISSB Sustainability Disclosure Standards」は「IFRS Accounting Standards」に含まれたものとしてIFRSを捉えている。ISSB基準は生物多様性、人的資本、人権などのテーマを取り扱うが、現在は気候変動に特化している状況にある。

³⁴⁾ 本組織はラテンアメリカ諸国の資本市場の育成を目的に発足した。

の I A S が承認されたわけではなく、30 の I A S (I A S C 2000 基準と呼ばれる) とそれに関連する一部の解釈指針 (S I C) に限定された。この I A S C 2000 基準は「調整」「開示」「解釈」といった補完的措置を条件に承認されることとなった³⁵⁾。なお特定国においては離脱規定が容認されている点にも留意が必要であろう。

2000年5月の I A S 承認勧告と同時に I A S C も I A S B へと改称されることとなった。ここでは I A S B の組織についての解説は割愛するが、この時点から F A S B と並ぶ2大国際会計基準設定主体が誕生したのである。一般に国際会計基準の一本化という I F R S を指すが、今回の一本化の動きにおいて重要なポイントがある点に留意すべきである。それは2002年9月に米国のノーウォーク(コネチカット州)で開催された F A S B と I A S B とで合意されたいわゆる「(覚書) ノーウォーク合意」³⁶⁾ である。これは両基準に互換性を持たせるとともに今後のコンバージェンスに向けた合意である。I A S B および F A S B の両者からすると、これによって将来的に国際基準が二重基準となるのを回避することができ、F A S B からすれば I F R S が実質的に将来的な方向を米国基準と一にすることを意味すると解することができる。すなわち、両基準が整合したかみ合わせによって将来的な会計インフラが構築されたのであった³⁷⁾。

こうした流れを受けて E U 閣僚理事会では2000年6月に E U 委員会が採択した「E U の財務報告戦略：将来に向けて」³⁸⁾ を受けて、2005年には E U に上場するすべての企業に対して I A S B 基準を適用させて連結財務諸表の作成を義務付けることを採択したのである³⁹⁾。ちなみに米国では、細則主義をとる U S - G A A P と原則主義をとる I F R S とは統一されておらず、米国の国内企業には U S - G A A P が適用されるが、S E C 登録外国企業に対しては I F R S での報告は容認されている。かつては米国市場において米国基準を適用していたトヨタなどの日本企業も現在では I F R S を適用している。

³⁵⁾ 広瀬義州『I F R S 財務会計入門』中央経済社、2010年、p. 194。

³⁶⁾ ノーウォーク合意については森川八洲男『国際会計論』(白桃書房、2015年、p. 84.) を参照されたい。

³⁷⁾ 本内容に関しては広瀬義州『I F R S 財務会計入門』(中央経済社、2010年) に詳しい。参照されたい。

³⁸⁾ Commission of the European Communities, *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament : EU Financial Reporting Strategy : the Way Forward*, EC., Jun. 13, 2000

³⁹⁾ そして欧州証券規制当局委員会 (CESR : Committee of European Securities Regulators) では I F R S がカナダ、日本、米国の3カ国の基準との同等性について検討が行われたのであった。

(2) IFRSの割引現在価値計算構造と日本への影響

様々な点でのグローバル化に向けた国内対応は日本に限った現象ではなく、世界各国の国内課題であった。勿論、わが国会計領域においてもかつてない劇的な対応が迫られた。1990年代は会計の国際化という名の下にわが国の複数の会計基準の相次ぐ改訂や新しい会計処理基準の公表など画期的な変革を迎えた時期で「会計ビッグバン」時代などといわれた。代表的には連結会計、時価会計、税効果会計など、伝統的会計システムから新たな会計パラダイムへとダイナミックな変貌を遂げることとなった。これによりわが国会計では、個別財務諸表を中心とする時代から連結財務諸表⁴⁰⁾を中心とする段階へと進化した。またわが国ではIFRSの任意適用が認められたことに伴い、2010年（または2009年）は「IFRS元年」などとも呼ばれたのであった⁴¹⁾。

分配可能利益計算から企業の経済価値計算へと関心の重点がシフトし、そこにIFRSが導入されたことで稼得利益よりもキャッシュ・フロー（正確には将来キャッシュ・イン・フローのポテンシャル）が重視されるようになった。すなわち伝統的な実現概念や「投資のリスクからの解放」概念などを通じて説明される会計利益から将来事象（将来経営活動）を視野にいたした現在の経済的価値に関心の重点がシフトした。そのためにIFRSでは投資家に有用な企業の経済価値情報を提供するために多くの会計処理においてキャッシュ・フロー割引計算が導入されている。これはIFRS会計計算の本質にかかわる最も重要な特徴と考えられる。この点を究明したすぐれた成果として北村敬子・今福愛志編著『財務報告のためのキャッシュ・フロー割引計算』（中央経済社、2000年）がある。ここでは以下、本書を抛り所にIFRSの根底にある利益計算の本質に迫りたい。

同書ではまずキャッシュ・フロー割引計算の目的について「その目的は第1に貨幣の時間的価値（time value of money）を会計数値に盛り込むためであり、第2に当該資産や負債に含まれる将来のリスク（risk）をその測定値に反映させるためである。」⁴²⁾と述べている。そして従来の伝統的な会計実務について「発生主義会計は、分配可能利益を計算するために、収益の認識基準としては実現主義と、資産の評価基準としては原価主義と結びついていた。しかし上記の伝統的な発生主義会計が、財・用益の消

40) 連結といえは世界に先駆けて米国が先行していたが、1990年代初頭のデュボンや石油業界・金属産業のケースを究明したものに高須教夫『連結会計—アメリカ連結会計発達史』（森山書店、1996年）がある。また連結会計基準の国際的調和化時代における米国、IASB、EU、英国、日本などの動向を研究したものに山地範明『連結会計の生成と発展（増補会計版）』（中央経済社、2000年）がある。参照されたい。

41) それは2010年3月期からIFRSの任意適用がスタートし、日本電波工業がIFRS適用企業第1号として決算発表を実施したことからそう呼ばれたのである。

42) 北村敬子・今福愛志編『財務報告のためのキャッシュ・フロー割引計算』中央経済社、2000年、p. 4.

費や創出を重視し、ストックを軽視したこと、また期間を基準とした費用配分方法に依存したことのために、これに対する批判が集中することになった。」⁴³⁾と指摘する。そうしたなか、会計の国際化の流れを受けて日本では「制度的発生主義会計⁴⁴⁾はキャッシュ・フロー情報の重要性に着目し、一方において、一部の資産・負債の測定にキャッシュ・フロー割引計算を導入しただけでなく、他方においては、キャッシュ・フロー計算書を損益計算書と貸借対照表と並ぶ基本財務諸表の1つとして取り込んだ。」⁴⁵⁾と説明している。

こうして日本における会計の国際化はキャッシュ・フロー割引計算の積極的な導入からもわかるように利益計算構造が大きく変革することとなったのだが、日本基準に割引計算を導入した具体的な個所として同書では以下の項目について検討している。

第1章：金銭債権・債務／第2章：デリバティブ（スワップ・先渡取引・為替予約）／
第3章：年金／第4章：リース／第5章：棚卸資産、有形・無形固定資産の減損／
第6章：負債性引当金／第7章：閉鎖負債

このように最近に至る日本での会計基準の改訂や新規の会計基準の設定経緯を振り返ってみると、企業の経済的価値評価をするうえでキャッシュ・フロー割引計算を導入することによって投資家に対して少しでもそれを「見える化」したいという意図が見て取れる。投資家の関心は基本的に将来志向である。今日、会計パラダイムがシフトしたとよく言われるが、それはまさにこの点を指している。ただ、企業の経済価値評価とその開示に関しては、そもそも測定尺度としての貨幣でどこまでそれらを表現できるのかといったいわば会計の宿命ともいえる決定的な課題は常に付きまとう。

本「研究ノート」(上)(中)では、半世紀にわたる国際会計をIASおよびIFRSを軸に展望してきたが、次稿(下)では、もっとグローバルな観点から国際会計を鳥瞰する。そもそも会計は社会の鏡であり、国際会計が各国会計制度の上に成立すると捉える以上、歴史、政治、経済、文化、宗教などにも視野を広げる必要がある。そこで次稿(下)では「分断と協調に揺れる国際経済と会計の現状」と題して、①経済的側面；南北問題(U.N)、②政治的側面；BRIKS、宗教的側面；イスラム経済圏という3つの視点から国際会計を究明したい。

43) 北村敬子・今福愛志編『財務報告のためのキャッシュ・フロー割引計算』中央経済社、2000年、p. 9.

44) この用語は資産・負債の側的に関してはキャッシュ・フロー割引計算を導入し、ストック計算をも重視した利益計算を行う現在欧米で制度として採用されている会計をいい、同書では伝統的な発生主義会計とは区別して用いている。

45) 北村敬子・今福愛志編『財務報告のためのキャッシュ・フロー割引計算』中央経済社、2000年、p. 10.

＜ 文 献 目 録 ＞
—会計基準の国際的調和化・統一化—

「国際会計調和化時代1970-2000／統一化時代2001-2010年」邦文著書一覧

世界の会計動向を探るうえで、わが国で出版された研究成果を概観することはその動向を裏付けることにつながると考えられる。本稿では（上・中）で言及した国際会計基準調和化・統一化時代にあたる1970～2010年にかけてのわが国の国際会計基準に係る主な研究著書に関して私の研究室に積み上がった本棚を眺めながら作成・列举してみた。2010-20年の書物については諸般の事情により割愛させていただいた。

国際会計を振り返るにあたり、代表的な報告書等の翻訳や解説書（FASB、AAA、ASB、IASCなど）、各国会計制度研究（ex. 『アメリカ会計』、『フランス会計』など）、特定の会計基準や会計概念にかかわるテーマ研究（「リース会計」、「減損会計」、「公正価値会計」「会計概念フレームワーク」など）、環境会計、社会会計、付加価値会計など、あるいはまた会計税務領域や会計監査領域などその他の国際会計関連研究領域の書物は紙幅の都合上、割愛させていただいた。

本文献目録は、あくまでも国際会計基準に焦点を当てた著書を列举したものであるが、掲載漏れについてはご容赦願いたい。本目録が少しでも若手研究者の今後の国際会計研究の参考になれば幸いである。

I. 1970年～1990年

- 新井清光『国際会計研究』中央経済社、1982年
新井清光・広瀬義州『国際財務会計基準』中央経済社、1988年
飯田修三『企業社会報告会計』中央経済社、1983年
飯田修三・早矢仕健司編『会計情報と情報開示』白桃書房、1986年
稲垣富士男編『国際会計基準：日米英会計基準との比較解説』同文館、1987年
稲垣富士男・菊谷正人『国際企業取引の会計』中央経済社、1989年
井上良二『会計社会学』中央経済社、1984年
大雄令純『比較会計論』白桃書房、1985年
小川 冽編『財務会計の展開』中央経済社、1983年
兼子春三監訳『国際会計論』ペリかん社、1969年
黒澤 清総編集『（中島省吾責任編集）体系近代会计学（第10巻）：国際会計基準』中央経済社、1981年
黒澤 清『日本会計制度発達史』財経詳報社、1990年
黒田全紀『E C会計制度調和化論』有斐閣、1989年

坂本安一編『環境会計：その課題と解決』中央経済社、1975年
白鳥栄一・明日山俊秀『実践連結財務諸表：その作り方』第一法規、1975年
畷村剛雄編『企業会計の現状と展望』白桃書房、1988年
畷村剛雄編『国際会計論』白桃書房、1990年
染谷恭次郎編『経済国際化と現代会計』中央経済社、1970年
染谷恭次郎『国際会計』中央経済社、1978年
染谷恭次郎『国際会計：新しい企業会計の領域』中央経済社、1984年
染谷恭次郎編『国際会計論』東洋経済新報社、1984年
田中章義編『日本における会計学研究の発展』同文館、1990年
高橋治彦訳『F A S B財務会計基準審議会』同文館、1989年
徳谷昌勇『企業社会会計論』白桃書房、1977年
中川美佐子『会社会計制度の比較研究』千倉書房、1988年
中地 宏『世界の会計思潮：国際会計会議80年の流れ』同文館、1985年
中島省吾責任編『体系近代会计学（第10巻）国際会計基準』中央経済社、1981年
中島省吾編『海外進出企業の財務と会計』東洋経済新報社、1985年
中島省吾編『会計基準論』中央経済社、1987年
名東孝二監訳『企業の社会会計』中央経済社、1979年
野村健太郎・平松一夫監訳『ミュラー／ガーノン／ミーク：国際会計入門』中央経済社、1988年
平松一夫『外部情報会計』中央経済社、1980年
平松一夫『年次報告書会計』中央経済社、1986年
平松一夫・広瀬義州訳『F A S B財務会計の諸概念』中央経済社、1988年
増谷裕久編『営業報告書の総合研究』中央経済社、1982年
溝口一雄編『会計国際化の研究』中央経済社、1978年
森川八洲男編『比較会計制度論』同文館、1985年
山形休司『F A S B財務会計基礎概念』同文館、1986年
山本繁・勝山進・小関勇訳『S H M会計原則』同文館、1979年
吉田 寛『社会的責任：会計学的考察』国元書房、1978年
吉田 寛・隅田一豊編『国際会計要説』税務経理協会、1982年

II. 1991～2000年

新井清光『日本の企業会計制度：形成と展開』中央経済社、1999年
新井清光他訳『会計基準の国際的調和化』中央経済社、1992年
新井清光編『会計基準の設定主体』中央経済社、1993年

- 安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』中央経済社、1996年
- 五十嵐則夫・古賀智敏『会計基準のグローバル化戦略』森山書店、1999年
- 稲垣富士男編『国際会計基準—日米英会計基準との比較解説（三訂版）』同文館、1996年
- 岡田依里『日本の会計と会計戦略—国際的調和化の視点から』同文館、1997年
- 興津裕康『財務会計システムの研究』税務経理協会、1999年
- 小津稚加子・山口佳子訳『欧州財務会計』白桃書房、1998年
- 川口八洲雄『会計指令法の競争戦略』森山書店、2000年
- 菊谷正人『多国籍企業会計論』創成社、1997年
- 菊谷正人『国際会計の研究』創成社、1994年
- 黒田全紀編『会計の国際的動向』同文館、1997年
- 黒川保美『総解説；国際会計基準』日本経済新聞出版社、1994年
- 古賀智敏・五十嵐則史『会計基準のグローバル戦略：国際会計基準の導入と会計基準の調和化への対応』森山書店、1999年
- 権 泰殷編『国際会計』創成社、1995年
- 白鳥栄一『国際会計基準—なぜ日本の会計基準はダメなのか』日経B P、1998年
- 畠村剛雄監／氏原茂樹・佐藤信彦・松井泰則編『国際会計基準精説』白桃書房、1994年
- 白鳥栄一『国際会計基準：なぜ日本の企業会計はダメなのか』日経B P社、1998年
- 醍醐聡編『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、1999年
- 田中健二『時価会計入門』中央経済社、1999年
- 津守常弘監訳『F A S B財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年
- 津守常弘教授還暦・退官記念著作編集委員会『現代会計の国際的動向と展望』九州大学出版社、1999年
- 中川美佐子『E C 5カ国の会計および監査制度』千倉書房、1991年
- 日本公認会計士協会東京会編『国際会計基準・国際監査基準入門』新日本法規出版、1997年
- 日本公認会計士協会編『(国際比較) 主要国の連結会計制度』中央経済社、1997年
- 野村健太郎編『連結会計基準の国際的調和』白桃書房、1999年
- 長谷川茂男・萩茂生・川本修司『日本の財務諸表が変わる：会計の国際化の進展』中央経済社、1994年
- 平松一夫『国際会計の新動向』中央経済社、1994年
- 久野光郎監訳『欧州比較国際会計史論』同文館、1997年
- 広瀬義州・田中弘編『国際財務報告の新動向』別冊no. 222、商事法務研究会、1999年
- 広瀬義州・間島進吾編『コンメンタール国際会計基準 I - V』税務経理協会、1999-

2000年

- 深津比佐夫編『アジアN I E Sの会計』清文社、1992年
藤井則彦『日本の会計と国際会計』中央経済社、1992年
藤田幸男編『国際化時代と会計』中央経済社、1994年
藤田幸男編『21世紀の会計教育』白桃書房、1998年
松井泰則『国際会計関係論』白桃書房、1992年
松井泰則『新会計基準A-Z』一橋出版、2000年
百瀬恵夫監訳『企業の社会的責任』白桃書房、1994年
森川八洲男編『会計基準の国際的調和化』白桃書房、1998年
森田哲彌・白鳥庄之助編『連結財務諸表原則詳解』中央経済社、1998年
山上達人監訳『企業の社会報告：会計とアカウンタビリティ』白桃書房、1992年
山上達人・菊谷正人編『環境会計の現状と課題』同文館、1995年
山地秀俊『情報公開制度としての現代会計』同文館、1994年
山地範明『連結会計の生成と発展』中央経済社、1997年
若杉 明編『会計制度の国際比較』中央経済社、1992年
若杉 明編『会計国際化の展開』ビジネス教育出版社、1994年

III. 2001～2010年

- 岩崎 勇『国際会計基準：日本の経営へのインパクト』一橋出版、2001年
氏原茂樹編『国際財務会計論』税務経理協会、2005年
浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年
小栗崇資・熊谷重勝・勝山 進編『国際会計基準を考える』大月書店、2003年
小津稚加子訳『多国籍企業の会計』中央経済社、2007年
川村義則・石井 明監訳『グローバル財務報告—その真実と未来への警鐘』中央経済社、2009年
菊谷正人『国際的会計概念フレームワークの構築』同文館、2002年
菊谷正人編『I F R S / I A S 徹底解説』税務経理協会、2009年
川口八洲雄編『会計制度の統合戦略』森山書店、2005年
岸 悦三古希記念委員会編『近代会計の思潮』同文館、2002年
久保田秀樹『日本型会計成立史』税務経理協会、2001年
古賀智敏・鈴木一水・國部克彦・あずさ監査法人編『I F R S 国際会計基準と日本の会計実務：比較分析／仕訳・計算例／決算処理』同文館出版、2009年
権 泰殷編『国際会計論』創成社、2002年
斎藤静樹編『（詳解討議資料）財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、2005年

- 佐藤信彦編『国際会計基準制度化論』白糖書房、2003年
- 佐藤倫正訳『国際会計論：国際企業評価に向けて』税務経理協会、2006年
- 桜井久勝『テキスト国際会計基準』白桃書房、2001年
- 柴 健次『市場化の会計学』中央経済社、2002年
- 杉本徳栄『国際会計』同文館、2006年
- 田中 弘『国際会計基準はどこへ行くのか：足踏みする米国・不協和音の欧州・先走る日本』時事通信出版社、2010年
- 高浦忠彦編『グローバル化と経営・会計』唯学書房、2005年
- 高田正淳他5名『国際会計の基本問題』同文館、2005年
- 武田安弘編『財務報告制度の国際比較と分析』税務経理協会、2001年
- 武田安弘先生古希記念論文集『現代国際会計の諸問題』税務経理協会、2003年
- 田中 弘『会計学の座標軸』税務経理協会、2001年
- 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店、2002年
- 徳賀芳弘編『国際会計論：相違と調和』中央経済社、2005年
- 戸田博之・興津裕康・中野常男編『20世紀におけるわが国会計学研究の軌跡』白桃書房、2005年
- 友岡 賛『会計プロフェッションの発展』有斐閣、2005年
- 富塚喜一編『国際会計』中央経済社、2007年
- 日本公認会計士協会・国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館、2001年
- 野村健太郎編『プラン・コンタブルの国際比較』中央経済社、2005年
- 橋本 尚『2009年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社、2007年
- 橋本 尚編『I F R S 国際会計基準入門』銀行研修社、2009年
- 八田進二・橋本尚訳『事業報告革命：アメリカ公認会計士協会／ジェンキンス報告書』白桃書房、2002年
- 平松一夫編『国際財務報告論：会計基準の収斂と新たな展開』中央経済社、2007年
- 平松一夫・徳賀芳弘編『会計基準の国際的統一』中央経済社、2005年
- 広瀬義州『I F R S 財務会計入門』中央経済社、2010年
- 藤井則彦『中東欧諸国の会計と国際会計基準』同文館、2003年
- 藤井秀樹『制度変化の会計学：会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社、2007年
- 藤井保紀『I F R S の衝撃：国際会計基準が企業を変える』日経BP社、2009年
- 松井泰則『国際会計の潮流：類型学説を中心とした各国会計関係論』白桃書房、2008年
- 向 伊知郎『連結財務諸表の比較可能性／会計基準の国際的統一に向けて』中央経済社、2003年

森川八洲男『国際会計論』白桃書房、2015年

山本昌弘『多元的評価と国際会計の理論』文眞堂、2002年

山本昌弘『国際会計：国際財務会計と国際管理会計』文眞堂、2008年

(まつい やすのり・大原大学院大学 会計研究科教授)